

地方交付税法等の一部を改正する法律案の修正について

- いわゆる「103万円の壁」の更なる引上げにより、新たに所得税で6,210億円の減収が生じる見込み。
- 所得税の法定率分(33.1%)は地方交付税の原資となっていることから、今回の減収により、所得税の法定率分が2,056億円減少することとなる。
- 地方交付税総額を当初予算額(18兆9,574億円)で確保するため、当初予定していた交付税特別会計借入金の償還を2,056億円減額することにより対応。

※ 当初予定額：これまで償還を繰り延べてきたもの2.2兆円を含む2.8兆円

- これに伴い、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、**所要の修正が必要**となる。

(地方交付税法附則第4条及び第4条の2、特別会計に関する法律附則第4条)